

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 市営住宅の名称及び位置の変更【建築都市局住宅部住宅管理課】

2

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（3件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】

3

9

北九州市告示第144号

次のとおり市営住宅の名称及び位置を変更したので、北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第3条の規定により告示する。

令和元年8月8日

北九州市長 北 橋 健 治

	名称	位置
変更前	横代南団地	北九州市小倉南区横代南町三丁目11番
変更後	たぶの木南団地	北九州市小倉南区横代南町三丁目11番1号及び2号

北九州市公告第 240 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年 8 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス下曾根店

北九州市小倉南区下曾根四丁目 2080 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

代表取締役 多田高志

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

代表取締役 貞方宏司

変更後

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

代表取締役 多田高志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

代表取締役 貞方宏司

変更後

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
代表取締役 多田高志

4 変更の年月日

令和元年 5 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年 7 月 2 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 1 2 月 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 1 2 月 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第 2 4 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年 8 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス黒崎店

北九州市八幡西区西王子町 1 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

代表取締役 多田高志

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

代表取締役 貞方宏司

変更後

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

代表取締役 多田高志

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

代表取締役 貞方宏司

変更後

ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
代表取締役 多田高志

4 変更の年月日

令和元年 5 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年 7 月 2 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 1 2 月 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 1 2 月 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第 2 4 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和元年 8 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス相生店

北九州市八幡西区相生町 8 番

2 大規模小売店舗を設置する者

アイコー興産有限公司

北九州市八幡西区相生町 1 3 番 2 1 号

代表取締役 善明弘史

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

代表取締役 貞方宏司

変更後

ダイレックス株式会社

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

代表取締役 多田高志

4 変更の年月日

令和元年 5 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和元年 7 月 2 6 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年 1 2 月 9 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに令和元年 1 0 月 2 2 日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年 1 2 月 9 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第243号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

コークス 2, 100トン

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和元年10月1日から同年12月31日まで

(4) 納入場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地

新門司工場

(5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

1, 500トン 令和元年11月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年1月30日

(7) 入札方法 1トン当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないもの

とする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 本公告に示した購入物品を、指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年8月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和元年9月13日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認

申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年8月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

公告の日から令和元年8月22日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年8月30日から同年9月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月13日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年9月12日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年9月13日午後2時10分

6 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Coke

Forecasted Quantity: 2,100t

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., September 13, 2019

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., September 12, 2019

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu